

## 論 説

# 地位協定と沖縄

The Status of Forces Agreement and Okinawa

## 緑 間 築

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 平和主義の法思想
  - I 平和主義
  - II 國際法上の戦争の違法化
  - III 不戦条約による違法化
  - IV 憲法と戦争の制限
  - V 日本国憲法第9条
- 3 日米安保条約と地位協定
  - I 日米安保条約とは何か
  - II 日米安保条約と沖縄
  - III 日米地位協定と沖縄
  - IV 刑事裁判権
- 4 日米安保の再定義と新ガイドライン
- 5 おわりに

### 1 は じ め に

1998年10月7日沖縄県北中城村字比嘉の国道330号路上で，在沖米海兵隊員による女子高校生をひき逃げし、死亡させるという事件が発生し、繰り返される米兵による犯罪事故に対して沖縄県民に大きな衝撃を与え、米兵の容疑者の身柄引き渡しをめぐって、再び日米地位協定の見直し問題がクローズアップされている。

1995年9月4日に起きた12歳の少女を襲った沖縄駐留米兵による暴行事件は沖縄県民の怒りを強めている。その怒りは日本の米軍基地が全国の0.6%にしかすぎない地域に75%も集中し、沖縄県民に重圧となっていることや、日米地位協定第17条5項(c)によって米軍当局が容疑者の身柄の引き渡しを拒否することに対して、沖縄県民からすればこの規定がいかに県民の人権を侵害しているかという点に批判が高まっているのである。

沖縄県民の怒りは復帰運動以来大きな盛りあがりとなり、1995年10月21日の県民総決起大会にまで発展していった。宜野湾市で開催された大会には8万5千人もの人々が参加したのである。

なお1996年には県民投票が行なわれ、米軍基地への拒否という意思表示を全国民に轟かせた。県民投票は戦後53年間、米軍基地から発生する基地被害、公害に対する主権者としての県民の意思表明であったのである。基地から派生する事件、事故は後を絶たない。この異常な現実を抜本的に解決するために沖縄県民は日米両政府に日米地位協定の早急な見直しを強く要請しつづけ、同時に基地の整理、縮小、撤去を訴えつづけてきたのである。

冷戦下に設定され、それを支えてきた日米地位協定の法構造は冷戦の終焉が語られるようになって数年を経た今日、新しい世界秩序への模索の中で安全保障上沖縄問題は国民全体に新しく問題を提起する引き金になっている。沖縄問題は中央政府において日米安全保障が固定され、国民の間で話題になることのない現状に対して、今回の沖縄における日米地位協定の見直し、基地の整理縮小、基地撤去の問題を新たに全国民に問い合わせる機会となったのである。

## 2 平和主義の法思想

### I 平和主義

戦争の規模が拡大し、そのもたらす害悪が増大するにつれ、人々の平和へのあこがれも高まって行った。遠くギリシャや、ローマ時代から心ある

人々には平和の尊さを力説して来たのである。

14世紀にイタリアの有名な詩人で哲学者であるダンテ（A. Dante 1265–1321年）は「平和はあらゆる美しいものの母である」とい、世界王国を讃美する「帝政論」（1313年）を書いて、理想的な君主のもとに統一された大帝国の平和を考えていたのである。

フーゴ・グロチュース（オランダ、1583–1645年、国際法の父）はその著書「戦争と平和の法」（1625年）で、正戦論において戦争の正当なる理由について、次の4つを挙げている。<sup>1)</sup>

- (1) 自己の生命の防衛のための戦争
- (2) 自己の財産の防衛と回復のための戦争
- (3) 契約またはその他の理由に基づく債権回収のためにする戦争
- (4) 不正を犯したものに対する処罰としての戦争

その頃は主として宗教的見地から「正戦論」が主張されるようになった。この理論は戦争に正・不正との差別をつけ「戦争」に枠をはめ、すくなくとも不正な戦争を国際社会から放逐することを意図したものであった。

また、イマヌエル・カント（ドイツ、1724–1804年）の「永久平和のために<sup>2)</sup>」（1795年）は戦争を制限し、国際平和を保障するため恒久的国際組織を提唱したのである。

- (1) 無限な軍備の拡大競争及び軍事費の増大をやめ侵略戦争を引き起こす常備軍を全廃すること
- (2) 国家の対外紛争のための軍備のための国債発行を禁止すること
- (3) いかなる国家も、他国の体制統治に暴力によって干渉してはならないこと
- (4) いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にするような行為をしてはならないことをあげている。そして永遠の平和を実現するための具体的条件（政策）

---

1) 大沼保昭編『戦争と平和の法』東信堂、1987年2月、142頁。松隈清『グロチュースとその時代』九州大学出版、1985年4月67頁。

2) カント著宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、1985年1月。

として、

- (1) 国家組織は市民的共和的でなければならない、共和的とは、(イ)社会の成員が人間として自由でなければならぬこと、(ロ)すべての成員が唯一共同の立法に従属すること、(ハ)すべての成員（国として）が平等であること、(ニ)共和制は執行権（統治権）を立法権から分離されること。
- (2) 国際法は、自由な諸国家の連合制度に基づくべきこと。
- (3) 世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならないと提唱した。

カントは世界国家の実現の可能性を否定し、その代りに、世界各国の常備軍を次第に撤廃しつつ、同時に国際組織を作り上げることが永久平和につながる思想であった。これはようやく20世紀に入って第一次世界大戦後の国際連盟規約において国際平和維持機構としての集団的安全保障を制度化したことにつながったと考えられる。

## II 国際法上の戦争の違法化

20世紀に入ると、平和的紛争解決手続を尽くさないで、戦争に訴えることを禁止する条約が結ばれるようになったのである。こうした条約の先駆けとなったのは、1907年の第2回ハーグ平和会議で採択された「契約上の債務回収のためにする兵力使用の制限に関する条約（第2ハーグ条約。ポータ条約とも称される）」は自国民に支払われるべき契約上の債務の回収のために兵力に訴えることを制限したのである（第1条1項）。この条約は戦争にかぎらず兵力の使用一般を規制の対象としたもの、債務国が仲裁裁判の申出を拒絶したり仲裁裁判の履行を拒絶した場合には、最終的に兵力を用いたり戦争を遂行することを禁止するものではなかった。しかし、その後戦争に対する禁止は、紛争の平和的解決に方式との関連で、一定期間戦争に訴えてはならないことを禁止する方式を生み出したのである。1913年から14年にかけてアメリカが多数国と締結した、いわゆるプライアン条件は、紛争処理のための調停委員を常設し、その報告がなされるまでの間兵力の使用を禁止したのである。

第1次世界大戦後設立された国際連盟は、平和の維持を目的とした初めての一般的平和機構であったが、連盟規約の戦争の制限は、全世界的規模に拡大したものであったといえよう。連盟規約では前文で締約国は「戦争に訴へざるの義務を受諾するとし、さらに、連盟国間で国交断絶に至るの虞ある紛争」が発生したときは、その紛争を仲裁裁判、司法的解決又は、連盟理事会の審査のいずれかに付託することを定めた。仲裁裁判、司法裁判の判決又は連盟理事会の報告後3ヶ月を経過するまでは、いかなる場合においても戦争に訴えてはならないと規定した（12条1項）。

さらに、3ヶ月を経過したのちにおいても判決に服する国や、紛争当事国を除く全員一致で採択された理事会の報告書中の勧告にしたがった国に対しては、戦争に訴えてはならないことを規定した（13条4項、15条6項）。しかし連盟規約は戦争を全面的に禁止するものではなかった。

### III 不戦条約による違法化

その後、連盟規約では達成されなかつた戦争の違法化は、1928年に結ばれた「戦争放棄に関する条約」（不戦条約）により、その歩みを大きく前進させたのである。

まず、第1条で国際紛争解決のための戦争に訴えることを禁止し、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを宣言し、ついで第2条で一切の紛争及び紛議について平和的手段以外の方法で処理、解決することを求めるなどを規定した。この結果、国際連盟規約違反の戦争に対する制裁として行う戦争並びに自衛のための戦争を別として、侵略目的の戦争は国際法上違法なものとしてすべて禁止したのである。ただ不戦条約の提案国であるアメリカは自衛権は国家固有の権利であり同条約が自衛権を禁止するものではないと解釈していたのである。<sup>3)</sup>

次に第2次世界大戦中の連合国により戦争終結後の国際的安全保障として結成されたのが国際連合である。国連憲章は加盟国の「武力による威嚇

---

3) 波多野里望・小川芳彦編『国際法講義』有斐閣、1993年10月421頁。

又は武力の行使」を禁止し、「個別的又は集団的自衛の固有の権利」を害するものではないことを確認している（51条）。主権国家に対して侵害が急迫している場合にとられる実力行為は、違法とされた「戦争」と実質的には同じであっても、自衛権の要件に合致するかぎり違法性が阻却される。

歴史的には、1837年のカロライン号事件が自衛権の行使の事例とされている。<sup>4)</sup> ただ加盟各国に憲章の第51条で固有の個別的自衛権とともに集団的自衛権をも固有の自衛として容認したことにより、その結果、安全保障理事会を中心とする国連体制の統一性が崩されたことは明らかである。このように国際連盟及び国際連合は武力行使を禁止したが、侵略に対する強制措置は集団的安全保障とともに、個別的又は集団的自衛権が許されることになったのである。

国連は連盟以来議論されてきた侵略の定義を1974年12月14日採択することができたのである。

#### IV 憲法と戦争の制限

国際の平和を求める人々の働きかけは国際的には戦争の放棄と紛争の平和的解決方式の探求であり、国内的には諸国の憲法上に戦争の放棄の規定を確立することにあった。

まず、憲法上征服戦争の放棄を宣言したのが1791年のフランス革命憲法である。

この憲法第6篇は「フランス国民と他国民との関係」の中に「フランス国民は征服の目的をもっていかなる戦争をも行うことを否認し、かついかなる国民の自由に対しても、決してその武力を行使しない」と規定した。<sup>5)</sup> この規定は1848年11月4日のフランス共和国憲法によって、再現され、戦後の1946年の第4共和国憲法に再び復活したのである。

また、1891年2月24日のブラジル憲法は「ブラジル合衆国は、いかなる

4) 田岡良一『国際法上の自衛権』勁草書房、昭和39年11月、32頁。

5) B・ミルキヌーゲッエヴィチ、宮沢俊義、小田滋訳『国際憲法』岩波現代叢書、1952年8月、218-219頁。

場合でも、直接又は間接に、自身で又は他国の同盟国として、征服戦争に参加しない」（88条）と規定した。1931年スペイン憲法、1935年フィリピン憲法などに採用されている。そして、第2次世界大戦後は1948年12月27日イタリア憲法は「他国民の自由を侵害する手段として、及び国際紛争を解決する方法として、戦争を否認し、他国と互いに等しい条件の下に、諸国家の間に平和と正義とを確保する秩序にとって必要な主権の制限に同意する<sup>6)</sup>」（11条）。1944年ボン基本法「諸国民の平和的な共同生活を妨害するおそれがあり、かつ、このような意図でなされた行為、特に、侵略戦争の遂行を準備する行為は違憲である。このような行為は処罰されなければならない<sup>7)</sup>（26条1項）。しかし、これら諸国憲法は「征服戦争」「侵略戦争」「国策の手段としての戦争」を放棄しているだけで、すべての戦争の放棄を規定したものではないし、軍備を撤廃したものではない。

## V 日本国憲法第9条

日本国憲法の平和主義第9条は第1項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久的にこれを放棄する」といい、さらに、第2項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定している。

まず、昭和21年第90回帝国議会での吉田首相は「自衛権に依る交戦権、侵略を目的とする交戦権、この二つに分けることが多くの場合に於て戦争を誘起するものであるが故に、斯く分けることが有害である」と述べたことは、立法者の意思の表明にとどまることなく第9条の趣旨を客観的に把握した合理的、正当なものであるといえよう。

また、昭和22年文部省が発行した教科書「新しい憲法のはなし」は、平

6) 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波書店、昭和32年4月、257-258頁。

7) 深瀬忠一著『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987年5月、153頁。

和憲法の趣旨を平易に解説しており、「こんどの憲法では日本の国がけっして二度と戦争をしないように二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍隊も飛行機もおよそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき、日本には陸軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。放棄とはすててしまうことです。しかし、みなさんは決して心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません」と説明していたのである。

第9条をめぐる憲法学者の解釈、学説は、大別して、通説ないし多数説に対し、少数の諸説論が提起されているが、ここでは通説ないし多数説について論述しておく。

宮沢俊義説<sup>8)</sup>

第9条1項は「すべての戦争は、なんらかの意味で国際紛争を解決する手段としての役割をもたないものはない。……したがって、1項ですべての戦争等が放棄されている。……さらに、憲法全体の精神から考えて、国際平和への意図は、すでに以前から世界の大勢であり……国際法は侵略戦争を不法として禁じているが、原子兵器の威力を知る時代に作られた日本国憲法は、さらにその上に出なくてはならない。その精神を徹底させて、あらゆる戦争を放棄するところまで行かなくてはならない。」第9条2項は「戦争の放棄を実効的ならしめているには、どうしても軍備の廃止が必要である。……軍備を全廃してしまえば、実際問題として、戦争はやりたくてもできなくなるはずである。」「戦力」とは軍隊を意味する。軍隊とは、外敵の攻撃に対して実力をもって、抵抗し、国土を防衛することを目的として設けられている人的及び物的手段の組織体をいう。「交戦権」とは国家が交戦国として国際法上認められている各種の権利の総体を意味する。

日本国憲法は立憲民主平和主義のもとに日本国民が施行後51年間一度も「改正」されず今日に至っている。日本国民は、この憲法を長い「冷戦」

---

8) 深瀬・前掲書、170頁。

の軍事的対立を軍拡の狭間にあって、内外からの「改憲」の要求を拒否し、また実質的改変にも抵抗して、これを一定程度にくい止めてきたのである。この憲法のもと、日米安保条約の枠内で整備、強化されてきた自衛隊の存在は、基本的に矛盾したものとなっている。軍事化の既成事実は日本国憲法の立憲平和主義を「空洞化」してしまったのである。

平和憲法の理念は日米安保条約の「再定義」や日米軍事同盟強化によって幻のものとなってしまったのである。日米安保条約が平和憲法の上位に組織化されているといわざるをえない。こうした政府の態度は国際状況の変化にともなって一変していったのである。1950年警察予備隊、1952年保安隊、1954年自衛隊への編成替えにおいて、従来の見解をあらためて行ったのである。政府や若干の学者は「国権の発動たる戦争と国際紛争を解決する手段としての戦争を永久にこれを放棄する」というのは侵略戦争であつて、自衛・制裁戦争まで放棄していない、なぜならば他国からの侵略、武力攻撃に対して自国を防衛するのは国家固有の権利であり、自衛のための戦力の保持は許されているとの解釈である。

これが、沖縄戦、原爆、敗戦、そして日本国憲法の制定、施行後の52年目にクローズアップされ、日本国民につきつけられた方向選択の根本問題である。独立国日本の平和憲法下に本来あってはならないはずの日米軍事同盟と外国軍事基地による矛盾と犠牲からの解放の要求は、現実的に日本国民全体に問い合わせられたものである。

沖縄返還は「平和憲法の支配する祖国に復帰すること」を強く要求してきたものである。

日米安保条約及び自衛隊が憲法違反であることは憲法学界の通説である。このような学界の学問的見解にもかかわらず、政府や自由民主党は、憲法を政治的に運用し、勝手に合憲と解釈、安保のもとで自衛隊の強化を45年間にわたって進めてきたのである。とりわけ、憲法擁護に党運をかけてきた村山野党首が連立政権の首相となり、十分な検討、討議もないまま歴代保守政権の「自衛隊合憲」と「日米安保堅持」と追認（政権維持を優先）したことは、立憲政治の「王道」からはずれた、「首相の過誤」として厳

しく批判されている<sup>9)</sup>。安保、自衛隊の憲法解釈について、争いが生じた場合、日本国憲法の建て前上、裁判所がそのどちらかを決定することになっているが、これまで明確な判断がなされないまま今日に至っている。そこで戦後の裁判において安保、自衛が争われてきた大きな事件を紹介しておこう。

(1) 警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭27・10・8民集6巻9号783頁）

1950年6月25日の朝鮮戦争の勃発に伴いマッカーサは警察予備隊の設置を日本政府に指令した。これはほかならぬ実質的な軍隊の設置を意図したものであった。X（当時の日本社会党委員長、鈴木茂三郎）は、国が昭和26年4月1日以降に設置した警察予備隊は軍隊であり憲法第9条の陸海空の戦力にあたるし、違憲無効であるとの確認を請求する訴えを直接に最高裁に提起したのである。

最高裁は特定の者の具体的法律関係につき紛争が存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所が具体的な事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には憲法上及び法律上何等の根拠も存しないと訴えを却下したのである。<sup>10)</sup>

(2) 砂川事件（東京地裁・伊達判決、昭和34・3・30下刑集1巻3号776頁）

1957年7月8日東京調達局は、住民などの反対を押し切って米軍の使用する都下砂川町の立川基地拡張のための測量を開始したが、立川基地拡張反対のデモの一部（7名）が柵をこわして基地内の立ち入り禁止区域に2,3メートルないし4,5メートルにわたって立ち入ったことが、旧日米安保条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法第2条に違反するとして起訴された事件である。

第1審の東京地方裁判所刑事第13部（伊達裁判長）は、1959年3月30日、被告人を無罪としたのであるが、その判旨のなかで、刑事特別法の基礎に

9) 深瀬忠一・桶口陽一・杉原泰雄・浦田賢治編『恒久世界平和のために』勁草書房。1998年5月、19頁。

10) 和田英夫編『判例憲法』日本評論社、別冊法学セミナー、1973年1月22-24頁。

ある旧日米安保条約に基づく米国軍隊の駐留は、憲法第9条第2項に反して違憲であると主張したのである。

この判決は当時伊達判決と呼ばれ、国内に大きな政治的影響を与えたのである。こうした情勢のなかで、検察庁は東京高等裁判所に控訴する手続をとらず、いきなり刑事訴訟規則254条の規定にしたがって、最高裁判所に飛躍上告するという異常な手続をとったのである。日本の裁判制度は第1審、第2審、最高裁という3審方式をとるのが通常のありかたであるが（たとえば三段飛びになぞらうならばホップ、ステップ、ジャンプ）いきなり最高裁に上告したのである。上告審判決は伊達判決とは、まったく反対の結論をだし、日米安保による日本の米軍の駐留は違憲ではないとして、伊達判決を破棄したのである。

#### 砂川事件跳躍上告判決（最大判昭34・12・16刑集13巻13号3225頁）

第1は、外国（米）軍隊は、わが国に「指揮権」「管理権」がないから、憲法第9条2項の禁止する「わが国」の「戦力」に該当しないとした。第2に、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性（判旨には統治行為論ということばを使っていない）を有する条約は、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、内閣及び国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点が少くないから純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従って、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであり、内閣及び国会の判断にしたがうべく、終局には主権を有する国民の政治的判断に委ねられるべきものである。日米安保による米軍に駐留は憲法第9条、第98条第2項（日本国が締結した条約は、誠実に遵守する）及び前文の趣旨に適合こそすれば、一見極めて明白であるとは、到底認められない、と判旨している。<sup>11)</sup>

最高裁は右の二つの理由により、駐留米軍及び日米安保条約による日本国民の基本的人権の侵害に対し、裁判所は違憲審査権を発動して救済する

---

11) 深瀬・樋口・杉原・浦田編前掲書、55頁。

使命を自ら全く放棄してしまったといわざるをえないものである。

(3) 恵庭事件・札幌地裁判決（昭42・3・29下刑集9巻3号359頁）

北海道千歳郡恵庭町（現在の恵庭市）にある陸上自衛隊島松演習場付近で牧場を経営する野崎兄弟は、演習の爆音等によって乳牛に被害（早流産や乳量の減少など）を受けたので自衛隊に補償<sup>12)</sup>を請求していたが、自衛隊法に補償規定がないことを理由に認められなかった。そこで牧場との境界線付近での射撃にさいしては事前連絡をするという紳士協定が成立していたのである。ところが昭和37年12月11日、何の連絡もなしに大砲の砲撃演習が開始されたので野崎兄弟は現場に行って抗議したが射撃が続行されたので、射撃命令伝達のために敷設されていた連絡用の電話線を数カ所、ペンチで切断した。この行為が自衛隊法121条に違反するものとして起訴されたのである。

判決は、罪刑法定主義（憲法31条）の原則にもとづき、行為を消極的に解釈したのである。すなわち、通信線は自衛隊法121条に例示される「武器、弾薬、航空機」という「防衛の用に供する物」に該当しないと解釈し、被告人の行為は構成要件に該当しないので無罪と判旨したのである。

公判は3年にわたり、自衛隊合憲法と違憲論で争われていたが、憲法判断を回避し憲法論にふれることなく無罪判決をしたのである。当時、この判決は「肩すかし判決」といわれる「世にも不思議な判決」であったと批判されていた。

(4) 長沼訴訟

防衛庁は北海道長沼町にある国有保安林を伐採して航空自衛隊の地対空ミサイル「ナイキ」の発射基地とする計画を立て農林大臣に保安林指定解除処分を求めた。農林省は、この申請を認めて、保安林指定解除という行政処分を行なったのである。

これに反対する長沼町住民は自衛隊の利用目的のために、保安林指定解除処分をするのは違憲だから取り消せという訴えを起こしたのである。第

12) 期待利益、喪失利益、得べかりし利益、入江啓四郎『国際法解義』（訂正版）成文堂、1974年7月、260頁。

一審札幌地裁の福島裁判官が自衛隊は違憲であると正面から言い切ったのである。この事件は戦後の憲法裁判において裁判史上名を残す有名な判旨であった。しかし高裁や最高裁では、憲法判断をしないで、「訴えの利益」がないという単なる形式論で原告の敗訴となった事件である。

(イ) 札幌地裁・福島判決（昭48・9・7判時72号24頁）

国側は「自衛隊は外から不正な武力攻撃や侵害を防止するために必要な最小限度の自衛力」論に対して、判旨は自衛隊の編成、規模、装備、能力からすると、自衛隊は明らかに「外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体」と認められるので、軍隊であり、それゆえに陸、海、空名自衛隊は憲法第9条2項によってその保持を禁ぜられている「陸海空軍」という「戦力」に該当するものであるという実体的憲法判断を下したのである。

また、この事件は「平和的生存権」の法的権利性（訴の利益がある）を明示的に認め、行政処分の取消を訴えたものである。もちろん、国家の自衛権の行使方法に対しては「危迫の侵害に対し、本来国内の治安維持を目的とする警察をもってこれを排除する方法、民衆が武器をもって、抵抗する群衆蜂起の方法」等これは憲法の平和主義、非武装絶対中立の理念から軍事優先に対する人権優先の比較考量を具体的に展開したものである。

(ロ) 長沼第2審判決（小河八十次裁判長）札幌高裁判決（昭和51・8・5行裁例集27巻8号1175頁）

判決は前文の平和主義は「崇高な理念ないし目的としての概念にとどまるもの」であり、平和的生存権についても、「裁判規範としてなんら現実的、個別的内容をもつものとして具体化されているものではない」として消極的見解を示した。

原告らの被子不利益は、すべて代替施設の完成により代替、補填されるに至ったので、訴えの利益は消失した。また、自衛隊等違憲の主張に対して、統治行為論を考慮すべき場合があるとしている。自衛隊は「通常の概念によれば軍隊」であるが、その設置法規・運営及び政策と効果又は選択は「高度の専門技術的判断とともに、高度の政治判断を要する最も基本的

な国の政策決定」にはかならず、それら政策決定を組成する立法及び行政行為は、正に統治事項に関する行為であって、一見極めて違憲、違法と認められるものでない限り、「司法審査の対象でない」としている。

(ハ) 長沼最高裁判決（団藤重光裁判長）最高裁判決（昭57・9・9民集36巻9号1679頁）

判決は、代替施設の完成により、洪水や渴水の危険は社会通念上なくなり、取消を求める利益が失われたので請求を却下した原審の判断は正当である。保安林指定解除処分にともなう伐採後における跡地利用による利益侵害の危険は本件訴訟の原告適格を基礎づける法律上の利益を構成するものではない。

判決は、長沼第一審判決が自衛隊の違憲訴訟であったのに対し、憲法判断を一切回避したことにある。また、第二審の「統治行為」の見解もとらず、いわんや合憲判断もとることなく、最高裁という「憲法の番人」の最終審裁判所眼の前に、自衛隊の司法的合憲性が未決着にとどまることを明らかにしたのである。なお、第二審判決のように「平和的生存権」の裁判規範性を一般的全面的に否認する見解をとらず、憲法的判断をすべて回避したことである。

#### その他の第9条裁判

(1)百里訴訟、第一審水戸裁判決（昭52・2・17）。第二審（昭56・7・7）。最高裁判決（昭64（平成元）6・30第三小法廷）(2)小西反軍裁判決（昭50・2・22）。(3)軍事支出差止訴訟（名古屋地裁、昭50・10・3）。(4)厚木基地騒音公害訴訟（横浜地裁、昭57・10・20）。（東京高裁、昭61・4・9）。

日本国憲法の平和主義は国民の平和的生存権の確保、尊重であること明確にし、その目的を破壊、抑圧する手段（戦争と軍備）は縮小・廃棄し、その目的にふさわしい平和的・非軍事的手段を整備・強化する基本的理念を貫いたといえよう。そして、世界平和の基盤を構築するための平和的生存権は多種多様な領域で（安全保障の外交、政治、経済、文化、研究、教育等）建設的役割を強化して行くことであると考えられる。

冷戦が終結した今日、世界的、国際的地域的軍縮をめざし、日本の非三原則のもとに、自衛隊は長期的漸進的、計画的に改編し、30年後（2017年）をめどに平和隊（警備隊、常設PKO非軍事部門協力隊、災害、国際協力隊）に基本的に改造して違憲問題を解決し、世界に平和的憲法を呼びつつ全般的軍縮を促進することにある。また、集団的自衛の日米軍事同盟体制を漸進的に非軍化し、日米友好平和基本条約のもとに、国際連合の集団的安全保障のもとに国際協力を推進することである。<sup>13)</sup>

### 3 日米安保条約と地位協定

#### I 日米安保条約とは何か

戦後の歴史は1950年代になると、米ソ冷戦状態に入る。特に1949年10月の中国革命の完成、1950年7月8日朝鮮戦争の勃発等によって世界の二大勢力の対立が激しくなっていった。その時期からアメリカの対日政策は根本的に転換していったのである。

占領軍最高司令官マッカーサーは、吉田首相に書簡を送り、7万5千人からなる警察予備隊の創設を命じ、同年8月10日警察予備隊令を制定し、ここに戦後わが国における再軍備の第一歩がはじまったのである。

他方1951年9月8日サンフランシスコ会議で日本は48カ国の連合国と単独講和条約を結び、同時に日米安保条約（旧条約）を締結したのである。このように戦後史は日米安保条約をめぐって権力と国民が鋭い対立関係にありながら進んで来たといえよう。この時期を次の5つに区分することができる。第1は、敗戦直後の占領期間中に明治憲法から日本国憲法への転換期である。第2は1951年代の講和をめぐる平和条約、安保条約（片務条約）論争、（沖縄は平和条約第3条によって本土から分断される）の時期である。第3は、1960年安保条約改正（双務条約）の時期である。第4は、1970年代の沖縄の施政権返還論争である。1972年5月15日沖縄が本土へ返

---

13) 杉原泰雄・樋口陽一編『日本国憲法50年と私』岩波書店、1997年4月、182頁。

還されることによって、本土への核ぬき返還論争の時期であった。ところが、核ぬき本土への一体化ではなく、日本の核つき沖縄化にともなって、日米軍事同盟は強化されていったのである。第5は、新ガイドラインと日米軍事同盟へと強化されてきたのである。

特に沖縄返還は本土の平和憲法への復帰であったにもかかわらず、全国の米軍基地の75%が復帰後も、集中し、現在もなお基地公害、米軍人による人権侵害が多く発生し、沖縄にとって米軍基地が諸悪の根源となっている。沖縄県民は第二次世界大戦中、日本国内で唯一の地上戦場化した地域である。<sup>14)</sup>

沖縄戦は1945年4月から6月23日3ヶ月にわたる激戦において、爆撃と艦砲射撃によって野山が変形し、その結果、住民92200人、日本軍95000人、アメリカ軍11400人（負傷27600人）が戦禍の犠牲になった。大田沖縄県知事は沖縄戦で犠牲になったすべての人々の苦しみの冥福を祈って「平和の礎（いしじ）」に刻み込み、平和へのメッセージとして建立したのである。

アメリカ軍は国際陸戦法規にもとづいて日本の終戦にさきだって、1945年4月から沖縄全島に軍事占領を行い、軍政を公布した。アメリカ軍は沖縄を1946年1月29日のGHQ覚書「若干の外廓地域を政治上、行政上、日本から分離することに関する覚書」によって本土から分離し、引きつづき軍政による直接統治下に置いたのである。

他方、日本は連合軍に無条件降伏し、日本にポツダム宣言にもとづいて新憲法が制定され、総選挙の実施により新政府が樹立され、新議会が開催され、マッカーサー連合軍司令官による間接統治方式により、一応の自由活動が行われていた。

沖縄だけは民主的日本国憲法の適用を受けることなく、1972年5月15日本土復帰までアメリカの植民地支配の下に置かれ、本土と差別的取り扱いがなされていたのである。

14) 拙稿「沖縄返還交渉史」『南島文化』沖縄国際大学南島文化研究所紀要第5号。拙稿の戦争体験『那覇市史』市民の戦時戦後体験記I、資料篇第3巻7号、昭和56年3月、412-416頁。

アメリカの沖縄支配の歴史的動きは、ペリー来航以来のことであったとされていた。19世紀前半から台頭してきたヨーロッパ諸国及びアメリカの東アジア植民地争奪の動きは、中国及び日本にも押し寄せてきていた。1853年アメリカ政府は日本に開国を求める圧力を掛けている。これはアメリカにとって単なる原料と市場拡大としてだけでなく、朝鮮、中国への接近する中継基地として重要視していた。1854年3月には日米和親条約という不平等条約が締結されるにいたってはいた。その間、ペリー艦隊は沖縄に立ちより、合衆国と琉球王国との間に琉米修好条約（1853年7月11日）という不平等条約を締結していた。<sup>15)</sup> 1853年8月3日付で「琉球国は日本帝国のもっとも重要な附唐国なるも、吾々は事実上同國に支配権を獲得せり」とペリー報告はつたえていた。これはもし日本がアメリカの要望する条約を拒否した場合に備えて、琉球を東南アジアの前哨基地として植民地支配しようとの考えであった。しかし、ペリー報告は、その後、合衆国政府の政権交替（民主党、フランクリン・ピアス大統領）に伴い、本国政府により否定され、沖縄のアメリカによる植民地支配は事実上放棄されたのである。

アメリカは1世紀を過ぎた第二次世界大戦後、1945年4月から政治上、行政上日本から分離し、戦略地域として植民地支配を行ってきたのである。しかも沖縄は講和条約第3条によって本土から分離されアメリカの施政権下のもとに27年間アメリカの排他的植民地支配を余儀無くされていたのである。

第二次世界大戦後の連合国による戦後の領土処理方式は、日本と同じ敵国であったドイツ、イタリアとも異なった日本に対して厳しい取扱いを受けていた。

例えば、まず、第二次世界大戦後、ドイツは1945年5月8日無条件降伏文書に署名し、6月5日、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連邦（現ロシア）の4カ国による「ドイツにおける最高権力掌握に関する宣言」（ベ

---

15) 高良倉吉・玉城明彦編『ペリーと大琉球』琉球放送株式会社、1997年3月86-89頁。

ルリン宣言）が発せられた。その中でドイツの統治権下にあったザールラントは連合国フランスの管理理事会の管轄権下におかれた。<sup>16)</sup> ザール地域はフランスの占領下で地域議会が構成され（1947年10月5日），独自の憲法を採択（1947年12月5日）し，ザール国籍法（1948年7月15日）を実施し，ドイツの国籍を喪失させ，ザールに国籍法を取得するものとした。これに対して，ドイツはザールラントは依然としてドイツ領域であり，ザールラントという国家は存在せず，よってドイツ連邦共和国政府は内務大臣告示（1950年11月9日）で，ザールラントは国際法上もドイツ領域の一部であって，終戦後もドイツ国籍を有するドイツ人であると主張し，ザール国籍法を否認していた。<sup>17)</sup> フランスはザールの占領中に，ザールの行政上，経済上及び社会上の地位は，ザール，フランス間の諸協約（1950年3月3日）により，明確にしていた。この協約はザール自治地域的な要素を主張し，外交保護権はフランスにあるとし，ザールに対する権力行使はフランス軍によって実施されていた。この間，フランスはザールと経済協力協定を結び（1955年5月3日），新たに通貨関税同盟を締結し（第1条），既成事実を堅めようとしていた。ところが，帰属問題に対して人民投票（1955年10月23日）の結果，ザール規約に対する反対投票が圧倒的となり，後に，ドイツとフランス間の協定（1956年10月27日）により，ザールの地位はドイツに復帰したのである。ザールは連合国フランスの統治下におかれ，ザール問題の解決を困難にしていたが，敗戦国ドイツのザールに対する一度失地した地域に対して，極めて熱心かつ強硬な外交交渉によって主権回復し，ドイツ復帰が実現したのであった。

沖縄とザールは面積，人口ともに類似している。ザールは経済的理由により，一時期フランスの施政権下に置かれていたが，ドイツに復帰したのである。沖縄は軍事的理由により，住民の意思に反して，アメリカの単独植民地支配に置かれていたのである。

また，ソマリアについて，イタリアと連合国との領土処理はイタリア講

16) 宮崎繁樹「ザールラント」『国際法外交雑誌』昭和33年，第56巻4，5合併号，232頁。

17) 入江啓四郎「沖縄諸島の法的地位」『沖縄の地位』有斐閣，昭和30年，85—86頁。

和条約（1947年2月10日）により施政権を放棄（第23条）していた。ソマリアは4カ国（米英仏ソ）外相会議が、その処分を決定し、もし条約発効後1年以内に合意がないときは、国連総会で決めることになっていた。外相会議は期限内で合意に至らなかったために、1948年に国連総会に移され、1949年の総会でソマリアランドは旧領有国イタリアを施政権国とする信託統治の下に置くことに決定された。統治期間は10年間とし、その後、住民投票によって、ソマリアは独立（1960年7月1日）し、国連に加盟（1960年9月20日）したのであった。敗戦国イタリアはソマリアの帰属問題について、連合国と相當に議論が紛糾していたが、結局、連合国側はイタリアの強い領土処理の要請によりイタリアをソマリアの施政国に認定したのであった。

ソマリア領土処理は日本と比較してみると日本の旧委任統治地域であった南洋諸島を日本が再び施政国として、信託統治の下に置いたということになる。しかし、連合国の領土処理は（アメリカは）厳しく、日本の固有の領土である沖縄県を平和条約第3条により、かつ、カイロ宣言の領土不拡大の原則に反し27年間も支配しつづけていたのであった。<sup>18)</sup>

## II 日米安保条約と沖縄

第二次世界大戦末アメリカ軍部の国務、陸軍、海軍の三長官は1945年4月18日、ハリー・トルマン大統領に対して覚書を提出していた。<sup>19)</sup> この覚書は沖縄支配に対して、アメリカがサンフランシスコ会議に臨むにあたって、旧日本の委任統治地域の南洋諸島と同様沖縄を信託統治に提案するとともに戦略地域として施政権を保有することを希望するとしていたのであった。現に沖縄戦中のアメリカ軍の海軍元帥シー・ダブリュ・ニミッターはアメリカ海軍布告第1号（1945年4月）を出して本土から分離した状態で沖縄統治の第一歩を踏み込むことを宣言したのであった。同宣言は「日本帝国の侵略主義並びにアメリカに対する攻撃のため、アメリカは日本に対し

18) 拙稿前掲論文、4－6頁。

19) 入江啓四郎『日本講和条約の研究』板垣書店、1951年、25頁。

て戦争を遂行する必要を生ぜり、かつこれら諸島の軍事的占領及び軍政の施行はわが軍略の遂行上並びに日本の侵略力破壊及び日本帝国を統轄する軍閥の破壊上必要なる事實なり、治安維持並びに居住民安寧福祉上占領下の南西諸島中、本島（沖縄）及び他島（先島）及びに近海に軍政府を設立することを必要とする。<sup>20)</sup>」本土が連合軍に無条件降伏し、本土をポツダム宣言にもとづいて、マッカーサー連合軍による間接統治方式の下に新憲法が制定され、総選挙のもとに民主政府が樹立されていた時期に沖縄は、ニミッブ告により、本土から分離された状態に置かれ軍政による直接統治方式により、日本国憲法の適用を受けることなく、アメリカの27年間植民地支配下のもとに多くの人権侵略されていたのである。

ところで、1949年10月中国革命が完成、1950年の朝鮮半島での戦争が勃発し、世界の米ソ二大勢力の対立が激しさを増してきた。この時期からアメリカに対日政策は大きく転換してきた。すなわち、ポツダム宣言の目的であった農地改革、財閥解体、軍国主義者の追放等一連の民主化措置は後退し、日米安保体制という日本国憲法の平和主義とは逆行する方向に転換していったのである。

アメリカ国務長官はアメリカの太平洋における安全保障ラインを「アリューシャンから日本、沖縄、フィリピンを結ぶ線」と表明し、日本と沖縄は戦略上重要な防衛拠点であることを強調した。<sup>21)</sup> これは日本の軍事基地化を意味し、同じく沖縄を本土から分離して、排他的管轄権のもとでの極東の唯一の巨大軍事基地化を意味するものであった。アメリカの極東政策は極東における国際情勢の下で、日本との平和条約を結び、日米安保と締結することによって防衛体制の強化へと進展していった。すなわち、平和条約（1952・4・28）第5条は日本が集団的安全保障取組みを自発的に締結することができることを承認し、同じく日米安保条約を結びうる途をひらいていたのである。同条約で自衛権の名の下で日本が軍隊をもつことを承認し、第6条で連合軍の撤退を規定しておきながら、米軍駐留の途をひら

20) 沖縄タイムス『沖縄年鑑』1959年27頁。

21) 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年、24-25頁。

いていた。アメリカは「対日講和七原則<sup>22)</sup>」によって、沖縄と小笠原をアメリカの施政権者として、戦略上の軍事基地を確保して行ったのである。このようにして、講和条約にもとづく日米安保の確立に対して、ソ連邦（現ロシア）、インド、中華人民共和国等から強い批判がなされていた。結局、アメリカの「対日講和七原則」の覚え書きは、まず第一には日本と安保条約を締結することによってアメリカの駐留を認め、日本の軍事基地化することであり、第二には日本の再軍備を予想したものであり、第三には日本の再軍備を前提に、日本を将来アメリカとの軍事同盟を意図したものであった。講和後の日本は形式的には独立国たる地位にあったのであるが、政治的、経済的、軍事的にアメリカに従属的地位におかれたのである。すなわち、民主的平和憲法の本来の秩序理念とは異質の安保法体系が日本の現実の中で二元的に並存し、相互に矛盾、拮抗しながら現実の具体的秩序を形づけてきたのである。それは安保条約を中心として、対外的には日本がアメリカ帝国主義に従属し、その支配の一環にくみ入れられる体制であり、対内的には日本の軍国主義の復活、強化を促進する体制に組み込まれていると批判されてきたのである。その間、日本政府はマッカーサーの指示で朝鮮戦争下に誕生した警察予備隊（1950年）、保安隊（1952年）を基礎に1954年6月9日には防衛庁設置法と自衛隊法（いわゆる防衛二法）を公布した。防衛二法は警察予備隊と保安隊との任務が警察的性格のものであったと位置づけられていたのに対し「防衛庁の設置は単に名称の変更だけにとどまるものではなく、新たに国土防衛をおもな任務にする点において、画期的な意義を含むもの」と述べている。<sup>23)</sup> 1953年11月15日に来日したニクソン副大統領は19日の日米協会の歓迎会で「アメリカが日本に軍備廃止をすすめたのは間違いであった。ソ連の真意を誤認したためである。しかるに防衛力は十分でない。日本の防衛力は増強されねばならない<sup>(24)</sup>」と述べ、公然と「憲法改正」を説いていたのである。その間、

22) 入江前掲書、264-266頁。

23) 防衛庁『自衛隊10年史』大蔵省印刷局、1961年、66頁。

24) 吉岡吉典『日米安保体制論』—その歴史と現段階—、新日本出版社、1980年11月、250頁。ニクソン副大統領は1953年11月20日沖縄を訪問、沖縄米軍基地を視察している。

アメリカは日本の主権から分割された沖縄において、基地強化が進んでいた。その一つとして、「土地収用令」（1953年4月3日布令109号）にもとづいて、大規模な土地取り上げを断行しようとしていた。この政策は沖縄での恒久的な軍事基地の建設を目的とした土地の強制獲得であった。沖縄県民は一括払いによる土地の取り上げに対して激しく抵抗し、「島ぐるみ土地闘争」運動へと進展していったのであった。他方日本の再軍備を増強する要求は1954年3月8日の「日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定（MSA協定）として軍事協力が一層はっきりとあらわれてきたのである。この協定は第一に日本の軍備増強のために、アメリカが装備、資材、役務その他の援助をあたえる（第1条—第6条）。第二に自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し自国の防衛能力の増強に必要となることがあるすべての合理的措置を執る（第8条）となっていた。すなわち、これはアメリカが日本を軍事的援助することとひきかえに、日本の人間と物質を、日本とアメリカの軍事力の強化になるように提供するという内容となっていた。その後、日本の軍事力をアメリカと共同して使えるようにしようと登場てくるのが、1960年の新安保条約である。その締結理由としては「現実に行なわれた旧安保条約改定の中心は片務性又は不平等性の改正であった。改正は双務性又は対等性、日米両国が相互に防衛義務を負う体制を明確にすることにあった<sup>25)</sup>」とされていた。しかし新安保条約は日本の平和主義を危機的状況に置くものであり、日本が対米従属的にアメリカの極東戦略に組み込まれるものであり、国家主権を脅かすものであると批判されてきたのである。

### III 日米地位協定と沖縄

1960年日米地位協定「日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下地位協定という）に基づきアメリカ合衆国軍隊

---

25) 法律時報1964年12月号、臨時増刊『憲法運用の実際』62頁。

要員に対する刑事裁判権の行使が今大きな問題になっている。

沖縄は沖縄返還協定によって、返還の日から地位協定も適用されることになった。全国の0.6%の地域しかない沖縄に日本の米軍基地が<sup>26)</sup> 75% まだ存在することによって沖縄県民の人権が侵害され、沖縄にとって米軍基地は「諸悪の根源」といわれ今日に至っている。

沖縄の少女暴行事件（1995年9月4日）後、地位協定の見直しの議論がわき起こっているのである。しかし政府は閣僚懇談会で地位協定の見直しはしないと確認<sup>27)</sup> したのである。これに対して沖縄での論議が全国に波及していくのである。見直し論議は主に今回の事件に即し起訴前の身柄引渡を不能としている地位協定第17条5項C号に集中していたのである。次に日米地位協定の刑事管轄権の問題点について論考することにある。

日米安保条約は「日本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」（第6条）となっていて、日本に駐留する米軍の地位についてその具体的な決めをしたのが地位協定である。

地位協定とは正式には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下地位協定と呼ぶ）である。正式名称で明らかな安保条約にもとづく日本に駐留する米軍に対して、基地（施設、区域）を提供することをおもな目的として、在日米軍にたいしての特権、特典を保障したものである。

地位協定は日米両国政府のうち「いずれか一方の要請があるときは（基地を提供するという）前記の取扱を再検討しなければならず」（第2条2項）と明記され、さらに「合衆国軍隊が使用する施設及び区域はこの協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない」（第2条3項）とされているが、沖縄米軍基地は県民が切望

---

26) 沖縄県基地対策室『沖縄の米軍基地』平成10年3月、9頁。

27) 毎日新聞、1995年9月19日、20日。

する基地返還は進んでいない。地位協定は条文上のその解釈及び細目はすべて非公開の合同委員会の合意にゆだねられている（第2条）。すなわち合同委員会が合意さえすれば、日本のどこにでも、またいくつでも基地を設定できる。<sup>28)</sup> 合同委員会での日本側の態度次第では「全国基地」化する恐れがあるわけである。このことは日本国と米国に対する「主権」の従属性をあらわすのであると批判されている。

沖縄では、基地面積の割合は、国有地33.3%，公有地34%，民有地32.7%となっている。<sup>29)</sup>

ともあれ、沖縄の基地の大半は、1945年の沖縄戦で武力で軍事占領され、サンフランシスコ条約（第3条）締結以後アメリカの異民族植民地支配のもとで、銃剣とブルドーザで強奪され、基地が確保されたため民有地の割合が多く存在している。

なお、米軍の「出入りの便」を図るため、日米両国はそれぞれ必要な措置をとることができる（第3条第1項）とし、米軍に提供された施設・区域の使用について、アメリカの「排他的使用権」を規定している。すなわち、米軍は第3条にもとづき日本から提供される施設・区域について管理権を有し、米軍の意思により、日本側の立ち入りが禁止されており、日本国と米国の主権は完全に適用が排除されている。

さらに米軍の要請があったときは合同委員会を通じて両政府の「協議の上」でとあり、日本の合意がなくても規定に反しない限り、米軍は強行できるものとしている。米軍は、基地の軍事的目的を維持するために基地周辺の土地、海（海中を含む）空、電波等の管理権をもすべて掌握し、日本の船舶や航空権の投錨や離着陸の禁止まで含む広範な権限が与えられている。これに対応するため、日本政府は米軍の要請があるときは、施設及び区域に隣接し又はそれらの「近傍」の土地、領水及びその周辺の土地、領水及び空間においても必要な措置を執ることができる（第3条1項）としている。かくて、基地及びその周辺の土地、領水及び空間のすべてにわたつ

28) 「日米安保条約」『法律時報』臨時増刊第41巻第6号、1969年、165-181頁。

29) 前掲資料『沖縄の米軍基地』15-85頁。

て、米軍の軍事的目的に必要な措置に対して米軍の排他的使用権を有し、米軍の意思により、日本の立ち入りが禁止され、日本国の主権と日本国民の権利は制限され、人権が侵害されている。米軍は基地内のみならず基地の「近傍」における逮捕権までも有している。すなわち、米軍は施設又は区域又は区域の「近傍」においても当該施設又は当該区域の安全に対する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を逮捕することができる。「近傍」とは基地の外及び基地周辺と解されるので、基地反対デモ等に対しても、直接に米軍は逮捕したり、弾圧を行うことができるということである。結局、米軍は基地の外周辺でも軍事的警察権を行使することができるとしている。これは日本国の主権を侵害することになっていると考えられよう。合同委員会の協議は非公開、秘密的であり、米軍の軍事行動になんらチェック機能がないため、国民の利益が侵害されるおそれがあったとしても、軍事行動は強行されてしまうことになっているのである。

現に、米軍はこの協定によって提供された施設や区域について、日本の国民生活の権利、環境破壊などを度外視し、自由に利用使用しつづけてきている。特に日本の米軍基地の全国の75%が集中している沖縄では隊落事故や騒音、PCB有害物質の流出等さまざまな基地公害が発生している。<sup>30)</sup>

また、地域的範囲は「路線権」が米軍に対して与えられる区域といわれる（第24条第2項）。「路線権」は国内法上の地役権に似ているが、米軍が、基地のために基地外の特定する地域において路線権を利用するための権利である。それは国際法上の利用、使用権であって、国内法上の地役権とは異なっていると考えられる。例えば、この特定の地域に民有地又は自治体の公有地が含まれている場合、日本国は米軍に使用権を与えたうえで、その使用権の行使として、米軍の路線権の利用、使用に供することにある。この路線権は解釈上明確ではないが、基地周辺の住民の権利を広範に制限するものであり、日本国の主権と国民の権利とを侵害するものとなっている。<sup>31)</sup>

---

30) 福地曠昭『基地と米軍の犯罪』同時代社、1995年11月。

#### IV 刑事裁判権

1995年9月沖縄における三米兵の少女暴行事件と、日米当局の米軍犯罪者への取扱いが弱いとして、沖縄県民では地位協定の見直しを求める運動へと発展してきたのである。

この事件は沖縄県民をはじめとする日本国民全体の前に、日米地位協定とは何かを新らためて問題を提供したのである。特に、この事件に直接問題視されているのは地位協定第17条の刑事裁判権が広い意味で裁判権及び警察権が米軍当局にあることである。これは米軍基地及び周辺地域に対して日本の警察権、公権力が原則として米軍の同意ある場合を除いて基地に立ち入ることはできず、日本の国家主権は及ばないことになっている。このように、外国軍隊の駐留関係者への刑事裁判権及び警察権の扱いは、まさに、国家主権がどこまでおよぶのか、主権そのものの本質にかかわる重大な問題である。

ところで、国際法上国家元首や外交使節は外交特権、免除の下にあり治外法権が認められている。<sup>32)</sup> 外国駐留軍隊も原則として特権が認められている。この場合、国家主権との衝突上諸問題が生ずるものである。

地位協定は外国軍隊の駐留における刑事裁判権問題について、(1)締約国の方の専属的裁判権、(2)裁判管轄権が競合する場合、競合裁判権を権利行使の順位について規定している（第17条）。第17条はドイツにおけるNATO軍地位協定の補足協定第18条と同じく競合裁判権を規定している。すなわち、軍隊の行為で公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪にたいしては派遣国の軍当局が第1次裁判権を行使することになっている（属人主義の原則<sup>33)</sup>）。公務執行中の罪とは「公務執行の過程における罪であって、勤務時間中の行為を指すものではない。勤務中の行為ではあっても、

31) 渡辺洋三『日米安保体制と日本国憲法』労働旬報社、1991年10月、192—193頁。

路線権とは国会での議論の事例をあげてみると、例えば、通信基地の電波障害除去に関するものとして、市営住宅を建ててはならない。会社の工場を建ててはならない。基地から半径1マイルの範囲は、一切の建物を建ててはならない。1マイル以内はテレビの屋外アンテナを使ってはならない。一軒の家で蛍光灯を2個以上使ってはならないとされている。本間浩『在日米軍地位協定』日本評論社、1996年7月、222—233頁。

32) 入江前掲書『国際法解義』261—384頁。

公務に無関係の行為による犯罪があり得る。市内を巡回警邏任務の途、乗用車を降りて、一般民家に侵入、脅迫、暴行を以て、婦女を姦淫しようとしたし、これに傷害を加えた場合は、勤務時間中の犯行であるが、公務と無関係の個人的行為であるから、米軍当局に第一次裁判権はなく、日本の裁判所が第一次の裁判権を行使する<sup>34)</sup>」（第17条第3項A、B）。旧行政協定は片務協定と批判されていたが、現地位協定は属人主義が緩和され、日本の裁判権の行使の範囲がひろがっている（第17条3項b）。

米軍人等の「公務執行中」の作為又は不作為から生じた犯罪は米軍が第一次裁判権を有することになっているため「公務執行中」か否かの認定は日米合同委員会の裁判管轄分科会で決定されるのである。公務執行中と認定されれば、日本人が米軍によって射殺された場合にさえ、日本の裁判権は及ばない（属人主義）。ただし公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪以外の罪として認定された場合は日本が第一次裁判権を有する（第17条3項b、属地主義）。例えばジラード事件について、公務執行中かどうかに関して日米両国間の見解が対立していたのである。

この事件は1957年1月30日ジラード（Girard）3等特技兵の所属する米国陸軍第一騎兵師団第八騎兵連隊F中隊が、群馬県相馬郡相馬村の相馬原演習場において演習に参加していた。演習場は、米軍と日本の自衛隊が隨時使用しており、使用しない間は民間の農耕、その他の使用を許していた。当時、銃弾の空薬莢や破片などの金属が高価に売れていたため地域の住民が演習場に無断で立入り、空薬莢の拾いが行なわれていた。米軍はその立退させるための努力がなされていたが、その効果はなく、米軍は日本の警察に連絡して、不法侵入者の排除に協力するよう求めていたが、事件の発生まで効果がなかった。事件当日は150名以上の者が演習場への立入禁止の警告を無視して不法侵入し、先を争って空薬莢拾いが行なわれていた。

---

33) 属人主義とは、犯罪地がどこにあるかを問わず、犯人の属する国（国籍国）が刑事管轄権を有するという原則で、国籍主義ともよばれている。属地主義とは、犯罪の発生した場所の帰属する国が刑事管轄権を有するの原則、犯罪地主義ともいわれている。

34) 入江・前掲書、390頁。

マタ拾いに熱中するあまり、それが演習の執行を妨げるばかりか将兵並びにタマ拾いの住民の身命にも危険な状態にあった。そのために午後の演習は空包を使用することに演習予定を変更させざるをえない状況にあった。かかる状況の下に同日午後1時頃から再開された演習において、攻撃側分遣と配置交替のために、待機中、上官ニクル3等特技兵とともに軽機関銃などの警備を命ぜられ、その任務に従事中のジラードは退屈しのぎに空薬莢数本を丘の南方に低地に向って投げた上、その付近で空薬莢を拾う機会をうかがっていた「坂井ナカ」さんに向かって手招きをし、日本語で「ママさん大丈夫」と呼んで薬莢を拾わせ、突如同人に対して「ゲルルヘイ（Ge-Reu;Heg!）」と呼ぶとともに小銃をたずさえたまま前記の壕に向かい走り寄って威嚇し、これに驚いて壕からはい上がり、逃げ延びようとして走って行く背後から、銃床を右脇下に抱え込み、約8メートルの間隔で同女に向け、立った儘の姿勢で空薬莢を手榴弾発射装置に挿入して空包を発射し、この空薬莢一箇が左背面から下行大動脈上部に達する大動脈切断により、出血によってその場で同女を死に至らしめたものであった。

事件発生後、ジラードの小隊長は、日本の地方当局にたいして、ジラードの行為が公務執行中（in the performance of official duty—公の義務を遂行中）のものであったとの証明書を発行し、アメリカが裁判権を行使する旨を通告した（2月7日）。これに対して、前橋地検は、反証し、日本に裁判権があると通告した（2月9日）。その後、日米合同委員会、つづいて刑事管轄分科委員会に付議されたのである。日本側は、ジラードが看守として勤務時間中であったことは認めて、農婦坂井ナカに対する射撃は、機関銃の看守義務とは何の関係もないと主張し、公務執行中の行為か否かについて、日米双方の見解は対立していた。

旧行政協定（現地位協定）第17条の「公式議事録及び合意された見解に言う『公務』とは、軍隊の構成員及び軍属が義務に就いている間に行つた一切の行為を含むことを意味するのではなく、各人が遂行している義務中のー任務として行われなければならぬ行為だけに適用されるものである。かくてある個人が、特定の義務を負ひていながら、その遂行せねばならぬ

行為から実質的に逸脱することは、通常はその『公務』以外の行為を示すことになろう」とし、日米の主張は対立したままであった。数回にわたる分科委員会の会合が持たれ、遂に5月16日の会合で公務執行中の行為ではないとの意見の一一致を日米双方に見たのである。

日米合同委員会のアメリカ代表は、旧行政協定の第17条3項(c)に基づき、上司(司令官、国務長官、大統領)の許可を得て、本件に対して、アメリカは裁判権を行使しないと決定した(5月17日付書面)。

本件は浦和地方裁判所で1957年11月19日被告人ジラードに懲役3年執行猶予4年の判決を言渡した。

裁判所は「公務執行中の犯罪の如何を問わず、行政協定第17条3項(a)(b)により両国の競合裁判権が存在し、……日本の裁判権を行使する」と判示し、次いで「本件が公務に従事している時間中に、その場所で発生したものであることは認め得ても、上官の命令による軽機関銃等の警備という任務の遂行とは直接的には何等の関係がなく、従って公務遂行の過程に犯された行為ではない」と判示し、更に諸事実に言及した後「本件は、軽機関銃等の警備の任務とはおよそかけ離れた、主観的にも客観的にも何の関連もない、全く被告個人の一時の興味を満足させる為の度を過ごした一つの悪戯としか考えられない」として、弁護人の正当行為に該当する旨の主張を斥けたのである。<sup>35)</sup>

次に原則として米軍基地内の警察権はすべて米軍にある(地位協定第17条10項(a))。合意議事録によって米軍は基地内のすべての犯罪者を逮捕し、排他的管轄権を有している。ただし、米軍の同意がある場合又は重大な罪を犯した現行犯人を追跡している場合には、日本国の当局が基地内で逮捕することができる。

今回の地位協定の見直し問題になっているのは第17条5項(c)「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、

---

35) 入江・前掲書、400-413頁。

田畠茂二郎・大寿堂鼎編『ケースブック国際法』(新版)有信堂高文社、1987年2月、225-228頁。月川倉夫「外国軍隊の刑事裁判権」-駐在国裁判所からの免除について-、『産大法学』創刊号、昭和42年10月。

その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、「合衆国が引き続き行うものとする」と規定である（半属人主義）。すなわち、基地外において、日本国の当局は米軍人や軍属ないしその他の家族等に対し、警察権を行使し得るのが原則であるが、しかし犯人を拘束する正当な理由及び必要があると思料する場合を除いて、当該犯人を釈放し、米軍に拘禁にゆだねることになっている。米軍は日本国当局がこの者を起訴したときに、はじめてその犯人の身柄を日本国当局に引き渡せばよいことになっている。そして基地外の米軍の犯人が基地内にあるため、日本の警察権は搜索、検証、証拠の差し押さえ、収集もままならない状態にある。したがって、米軍基地内は排他的管轄権を有しているため、捜索中にもかかわらず、いつのまにか基地内からアメリカ本国に帰還してしまい起訴ができず、事件がうやむやになってしまうケースが多かったのである。犯人が本国に帰還してしまうと起訴することも公訴を維持することも困難となっているのが実態である。例えば、近年交通事故を起こした米婦人兵が捜索中にもかかわらず、いつのまにか治外法権の基地内から帰還してしまい公訴して裁判を維持することができないケースが生じている。

公訴が提起されるととはいかなる意味であるのか。NATO地位協定第7条5項(c)においても見解が分かれている。これは(1)警察官が検察官に犯罪を報告するとき。(2)検察官が簡易手続により自ら、その事件の調査を開始するか、又は予備審査のため予審判事に事件を送致する時か、あるいは(3)検察官又は予審判事が当該個人の逮捕令を発行するとき。(4)告訴が捜査当局により公判に付されたとき、のいずれかとされている。NATO協定第7条では、受入国が裁判権を行使することになっている被告人の拘留は、被告人が派遣国の手中にある場合、受入国による被告人の起訴認否手続きまで引き続き派遣国の手中にとどめることを認めている。<sup>36)</sup>

1970年12月20日には米兵が軍雇用員をはね、怪我を負わせた事件で、MPは事故処理にあたって、被害者を放置したまま、事故処理を簡略に、

36) 月川倉夫「地位協定の解釈・運用をめぐる問題」(6)『産大法学』第5巻3号、昭和46年12月、164-174頁。

犯人を釈放した事件があった。<sup>37)</sup>

ともあれ、現在の地位協定は基地外での犯罪人に対して、日本国警察権は公訴するまでおよばないことになっている。たしかに、米軍は沖縄警察に全面協力すると述べているが、犯人の身柄は米軍の手中にあるため、沖縄警察は具体的に証拠を集めたり、基地内での取り調べを行うことは、おのずから制約されている。したがって、重大犯罪については即時日本国の当局に犯人の身柄を引き渡され拘禁することが出来るよう沖縄県民は協定の見直しを要請しているのである（属地主義）。しかし、日米両政府は地位協定の見直しはせず、運用の面で行うにとどまっている。

なお、日本国は日米地位協定にもとづき在日米軍に協力し、あらゆる種類のサービスを提供することが義務づけられている。すなわち、港湾、飛行場、道路（高速道路を含む）等日本国民が一般的に使用している公共施設を無料で使用する特権が与えられている。その他航空法、水先法等日本の国内法の適用は除外されている（第5条）。このように米軍は公共施設の利用、使用について優先的利用権が確保され、あらゆる面で米軍優位の法的構造になっている。

さらに、民事裁判上の米軍の損害賠償についても、すべて100%米軍の国家責任及び米軍人の個人の責任であっても、合衆国のみが責任を有する場合でも、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する（第18条5

37) 沖縄市編『KOZA』那覇出版社、1997年3月、187-188頁。

1970年12月20日午前0時15分ごろ、コザ中の町で、米陸軍病院所属のハロルド・R・ジェイムス運転の乗用車が道路横断中の軍雇用員を跳ね、前頭部に怪我を負わせた。事故処理にあたったMPは、被害者を放置したまま犯人の米兵を釈放しようとした。事故を目撃し、ことの成りゆきを見守っていた通行人や付近の住民、タクシー運転手らは、このやりかたに憤慨し、MPと加害者を取り囲んで抗議したのである。ところが、MPは民衆に対して「立ち去れ」と命令したが、抗議する人々の数は増える一方であった。事故を調査した後、十数人のMPがかけつけ、民衆に威嚇発砲した。これは民衆の怒りを一気に爆発させた。民衆は口ぐちに「ヤンキー・ゴーホーム」を叫び、とまっている軍用車、MPカーをひっくりかえし、火をつけた。弾圧をする側は「暴走化した群衆」と表現したが、焼き打ちにあった車は、すべて黄ナンバ（米人車両）であって、住民の側の略奪や暴行は一つもなかった。この民衆蜂起は、米軍の不当な支配と横暴に対する自然発生的な事件であった。住民19人が逮捕されたが、当時は沖縄返還が日米間で合意され、返還交渉が始まっていた時期であった。

項（e）i）ことになっている。これは、米軍の不法行為及び過失責任に対して日本国が損害賠償の4分の1を日本国民の税金で負担するということである。一般社会の民事上の責任、法律上の解釈では考えられないことである。日本政府はこの種の賠償の負担は米軍に対する「恩恵」支払であるといっている。日米地位協定は、すべての米軍施設及び区域並びに路線権を米軍に負担をかけないで提供し（第24条）とあり、あらゆる基地の維持費は日本政府が「思いやり予算」と呼ばれる、さまざまな経済負担を行っている。

「思いやり予算」というのは1978年金丸信防衛庁長官（当時）が米国からの財政援助の要求に対して、米軍基地に就労している日本人の従業員の福利厚生費の一部62億円を日本が負担することを認めた際、その国内法の根拠を問われて「思いやりが根拠」と答えたことがはじまりで名付けられたものである。この経過から明らかのように思いやり予算は日米地位協定上、日本が負担する義務のない支拂である。その後、日本政府は1987年に労務協定によって、米軍基地で働く日本人従業員の給与を一部負担し、1990年には全額負担したのである。1991年には日米間の特別協定によって負担額も拡大し、基地労働者的人件費の他に米軍の電気、ガス、水道料、下水道、燃料費等をも負担することになったのである。結局、日本政府は米軍一人につき1331万円の負担額になっている。<sup>38)</sup>（宮沢内閣時代、米軍は米軍人の給与及び武器弾薬費等も日本政府に求めた所、宮沢首相は、これでは米軍部隊は日本の傭兵ではないかといわれ、米軍は要求を取り下げた経緯があった）。

#### 4 日米安保の再定義と新ガイドライン

1996年4月27日、橋本首相（当時）とクリントン米大統領は「日米安保共同宣言」に署名したのである。これは21世紀に向けての日米安保条約の

---

38) 安仁屋政昭他編『沖縄はなぜ基地を拒否するか』新日本出版社、1996年5月、116頁。

改定であるといわれているが、しかし、これは現行日米安保条約の改悪であり、日米軍事同盟の様相を呈するものとして批判されているのである。

まず、この共同宣言は、戦後のヤルタ体制がソ連邦のゴルバチョフ大統領と米国のブッシュ大統領とのマルタ体制によって、冷戦構造が崩壊し、米ソ協調が行なわれたのを受けてなされたものであった。

日米安保条約の再定義は次のような理由によるものである。すなわち、(1)アジア・太平洋地域には「依然として不安定及び不確実性が存在する、朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している」から、(2)日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障のよりどころであり、(3)米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア・太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であり、日米軍事同盟は今後も不可欠であると日米安保条約の存続をアピールしているのである。(4)現安保条約における「極東の範囲」を「アジア・太平洋地域」に拡大し、そのために、米軍兵力10万人体制の前方展開を承認したのである。(5)そのために、日米安保の運用を図るための協力事項を整理しておくとしている。

次いで、日米両国は1996年4月15日「日本国とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本政府とアメリカ合衆国との協定」（いわゆる『日米物器役務相互提供協定』）の促進としている。これは日米軍事同盟の地球的規模での協力を促進するものであり、日米軍事同盟の拡大であると批判されている。

さらに、1978年の「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直し」を開始するとともに、1997年9月23日、日米両政府は「日本安全保障協議委員会」で、「新ガイドライン」について合意したのである。これは国会での承認を得るべき事項であるにもかかわらず、協議委員会で日米安保条約の実質的改悪を行ったものであると批判されている。

新ガイドラインの特色は次の通りである。

(1) 新ガイドラインの目的は「日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行なうための、堅固な基礎を

構築することである」と言う。

(2) 日米安保共同宣言は「極東」に代って「アジア・太平洋地域」に拡大され、「周辺事態」とか「周辺地域」と言っている。これは朝鮮半島のほかに中国（台湾海峡）が含まれるのかは公然の秘密になっている。米軍は「事態の性質」を「有事」と判断すれば有事法制の立法を促進することになっている。しかし、それをはっきり認めると中国からの抗議は免れない。これに対して、日本政府は次のように見解を表明している。

- (イ) ガイドラインは特定の地域を念頭においていないとしながらも、
- (ロ) 共同作戦計画などは特定の地域を念頭において作戦を練り上げるとしている。しかしこれは極秘だから、どの地域を含むかは明らかにできない。
- (ハ) 結論として、どこを対象にした戦争計画を明らかにすることは秘密であると述べている。これは詭弁であり、米軍「事態の性質」を「有事」と判断すれば、アジア・太平洋地域のみならず、世界規模まで拡大される恐れがあるるのである。<sup>39)</sup>

新ガイドラインは周辺有事（周辺戦闘行動）の際、日本の自衛隊が米軍に全面的に軍事同盟に協力する体制であり、既に集団的自衛権に一步踏み込んでおり、日本国憲法の平和主義の理念は益々幻ろし化、遠いかなたに追いやられてしまった感があるのである。

表 日米安保・ガイドラインをめぐる動き

1951年9月	対日講和条約と日米安保条約調印
54年7月	自衛隊・防衛庁発足
60年1月	日米新安保条約に調印
60年2月	「極東の範囲」「フィリピン以北、日本とのその周辺海域、韓国、台湾」と政府の統一見解
1969年11月	佐藤・ニクソン日米共同声明。「台湾の平和と安全は日本の安全に重要」との台湾条項を盛り込む。
70年6月	日米安保条約自動延長

39) 上田勝美「平和憲法50年と新安保体制」『平和憲法と新安保体制』法律文化社、1998年6月、14-20頁。浅井基文『新ガイドラインQ & A』青木書店、1997年11月、149-153頁。

- 72年 5月 沖縄返還協定
- 76年10月 防衛計画の大綱決定
- 81年 5月 日米共同声明で「同盟関係」を明記
- 91年 1月 湾岸戦争
- 91年12月 ソ連邦崩壊、冷戦終結
- 92年 6月 国連平和維持活動（PKO）協力法成立
- 94年 6月 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が国際原子力機関（IAEA）脱退を表明、朝鮮半島危機高まる。
- 95年 2月 米国防総省が東アジア戦略報告を発表
- 3月 日米安保関係報告
- 9月 沖縄で米兵3人による少女暴行事件
- 9月 沖縄県知事は日米両政府に少女暴行事件に抗議、沖縄県議会で「駐留軍用地特措法」にもとづく土地の使用権の手続のための知事の代理署名拒否を表明
- 10月 少女暴行事件に対する県民総決起大会（8万5千人集会）
- 12月 村山内閣は大田知事に対する職務執行命令訴訟を福岡高裁那覇支部に提訴
- 96年 3月 那覇高裁判示「高度の公共性を有しております、収用可能」、基地被害に配慮することなく。
- 96年 4月 日米が普天間飛行場返還に合意。日米物品役務相互提供協定（ACSA）締結
- 96年 8月 最高裁大法廷判示は「安保条約、地位協定は一見極めて明白に違憲無効とはいえない、沖縄県内の土地を米軍用地として使用することが「すべて不適切で不合理であることが明白」でかつ「すべて許されない」とまではいふことはできないので、特措法は違憲ではないとした。これは国益と県益県民の基地被害とがどう優先するかであったが、沖縄の過重な負担になんら配慮されない判示であった。
- 96年 9月 ガイドライン第1次中間報告
- 12月 日米特別行動委員会（SACO）の最終報告、海上ヘリポート建設の方針を示す。
- 97年 4月 駐留軍用地特別措置法が成立（沖縄の米軍基地用地を使用期限後も合法的に使えるようにする改正）
- 5月 米国防総省が4年に1度の国防計画の見直し公表（在日米軍を含む東アジア兵力の維持）
- 6月 ガイドライン第2次中間とりまとめ公表
- 9月 日米両国の新ガイドラインに合意
- 99年 1月 自民・自由両党の連立内閣の発足<sup>40)</sup>

40) 沖縄タイムス朝刊1999年1月15日。

## 5 おわりに

戦後53年を迎えた日本は日米安保条約の改変とともに米国の世界戦略の前進基地として、位置づけられ今日にいたっている。全国領域の0.6%しかない沖縄に75%米軍基地が集中し、沖縄米軍基地ぬきにして日本安保の戦後はありえないである。戦後の日本は独立後も非武装国家としてスタートしたにもかかわらず再軍備の道を歩んできたのである。特に沖縄は米国の極東戦略、世界戦略の要として位置づけられ、巨大な米軍基地を抱え込まれて53年、今日も基地被害によって、多くの人権侵害が発生し、沖縄県民の平和的生存権が脅かされ、米軍基地が諸悪の根源となっている。

日米安保は1952年と60年代では、その役割も変革されてきたのである。日本は米国の核の「カサ」の下に「思いやり予算」により米軍の駐留を容認し、外国の軍隊を何ら屈辱感もなく、日米軍事同盟化を促進してきたのである。

また、日本は第2次世界大戦後日米安保の「ビンノフタ」論によって米国の従属性から脱却することが出来ず、新ガイドライン周辺事態措置法の制定へと進み、日米間の安保体制は強化され今日にいたっている。

昨今本土中央では、日米安保は論議されることなく、むしろ容認の状態にある。かつて護憲の旗頭だった社民党（元社会党）が村山内閣発足によって日米安保の容認へと政策を転換したり、不破共産党委員長が野党連合政権への参加に際しては日米安保を事実上凍結するとの見解を表明したのである。

今回の少女暴行事件が発生したとしても日本中央では日米安保が問題にされず、話題にもならない情況にあったのである。これは日米安保問題に関する限り、沖縄と日本本土とは捩れ現象を生じている。

冷戦終焉により超大国がなくなった今日、沖縄の米軍基地はアジア・太平洋地域アセアン・ヨーロッパまで拡大され世界戦略へと位置づけられている。しかも日米安保は朝鮮半島（北朝鮮）、中国の動向に目が向けられ、益々日米軍事同盟が強化され、米国への従属性の下におかれている。日本

は日米安保について何一つ原則論、日米安保の基準もなく、今日にいたっている。ヨーロッパにおいてはEU共同体が実現し、EU安全保障のもとに隣国の紐は益々強力なものとなり、1999年1月1日から統一通貨ユーロ(EURO)によってヨーロッパ連合へと進展している。ところがわが日本は今だ戦後責任問題をめぐって雑多な処理をめぐって内外から批判されている。したがって日米同盟以外近隣諸国から信頼性を持つことができずに居るのである。

日米軍事同盟といつても日本独自の外交交渉もできずにある。米国は世界戦略上独自の行動の自由を確立しているが、日本が中国と独自に接近することを好まない。日本は独立国家としての行動することもままならない。日本の戦後政治は「BIN」の中に入っていることが居ごこちがよいと思っている。

他方、日米安保を外すと日本の再軍備を恐れているのである。毛沢東とキッシンジャー（当時国務長官）会談は日本の再軍備を警告している。<sup>41)</sup>米国は戦後歴史上、自国の軍隊を他国及び国連に指揮権は絶対に譲らないで今日にきている（朝鮮戦争、湾岸戦争の多国籍軍等）沖縄の米軍基地は「日本を含む極東諸国の防衛のため米国が負っている国際的義務を効果的に遂行するために、重大な緊急事態が生じた際には、米国政府は、日本政府と事前協議を行なった上で、核兵器を沖縄に再び持ち込むこと及び沖縄を通過する権利が認められることを必要とするであろう。かかる事前協議においては、米国政府は好意的回答を期待するものである<sup>42)</sup>」と日米合意議事録で確認しているのである。

もっとも沖縄は15世紀に尚巴志が首里城を中心に沖縄本島を統一し、16世紀に周辺諸島を加えて琉球王国を作つて来たのである。

他方、500年間中国と朝貢、冊封関係によって富を蓄積してきた。薩摩藩の圧力鎖国の中で苦しめられ、明治政府による琉球処分（1879年）、昭和の軍国主義の拡大の下に日本唯一の地上戦の悲劇を体験して來たのであ

41) 沖縄タイムス朝刊1999年1月11日。

42) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文芸春秋、1994年5月、448頁。

る。第2次世界大戦後は平和条約第3条の下で、27年間の米国植民地支配で人権侵害されていた。1972年5月本土復帰を達成したのである。復帰とは平和憲法への復帰であったはずの本土返還は「核抜き」としながらも、その疑惑を抱えながら、広大な沖縄米軍基地は日米安保による沖縄化につながって今日にいたっている。

米国にとって日米安保は米軍に無償で自由使用の基地、補給施設を提供し、その駐留経費はおろか海外作戦経費の日本の負担を保障するものとなっている。米国が湾岸戦争で在日駐留経費の増額を要求してきたことは、米国にとって対外貿易と財政赤字を理由に、日本政府に対して無限の経営的な活動財源を獲得したことを意味する。いまや在日米軍基地は「思いやり予算」により、米本国の基地よりも、安い軍事基地となっている。米国は世界で最も安価な維持費で民族紛争に、世界のどこの地域へも自由に軍隊を派遣できる特権が保障されているのである。その意味でいまや、日米安保は米国にとって「完全タダ乗り」米軍基地が実現したことになる。

結局、米国にとって、沖縄米軍基地は日本国にカネと責任（新ガイドライン）を分担させながら、自己の軍事的影響力を温存していくという「タダ乗り」軍事戦略であると考えられる。沖縄の米軍基地は政治、経済、文化、社会のすべての県民生活の発展の権利を阻害し、特に経済活動の振興と開発に大きな障害をきたし、平和で豊かな県民の人権を侵害するものとなっている。

このような状況は沖縄県民への差別の何ものでもないといわざるをえない。日本政府は米軍基地（75%）のすべてを沖縄に閉じこめることによって全国的な政治から問題を逸らすことにある。

軍事基地は軍事技術であり経済学上発展の権利を侵害するものである。軍事基地は平和の破壊であり、民間産業、民需技術の破壊であるといわざるをえない。